



28産労農安第1065号  
平成29年1月27日

生活文化局私学部私学行政課長 } 殿  
教育庁総務部総務課長 }

産業労働局農林水産部食料安全課長  
(公印省略)

学校等所有家畜における家畜伝染病予防法に基づく  
「家畜所有者の定期的報告」の周知について(協力依頼)

日頃より、当局の畜産振興行政に御理解いただき御礼申し上げます。  
標記の件について、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、農林水産大臣が政令で定める家畜(以下、「家畜等」という)の所有者又は管理者は、家畜等の種類及び頭羽数並びに飼養衛生管理状況に関し、当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に、毎年報告することが義務付けられているところです。  
つきましては、本年も下記のとおり提出していただくよう所管の学校等への周知について御協力方よろしくお願いいたします。

記

1 対象家畜等の種類と頭羽数

下表の頭羽数内の場合、小規模の家畜等の所有者又は管理者となり、**家畜等の種類及び頭羽数のみの報告**となります。

なお、飼養している家畜等の頭羽数が下表を超えている場合は、別添「定期報告書」以外の添付書類の提出が必要となりますので、東京都家畜保健衛生所にお問い合わせください。

対象家畜等の種類	頭羽数
牛、水牛及び馬	1頭
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥	100羽未満
だちょう	10羽未満

2 定期報告書の記載方法

別添「家畜所有者の定期的報告の手引き～小規模所有者用～」を参照の上、**当該年の2月1日時点の状況について**「定期報告書」に記載ください。

3 報告期限

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年6月15日まで

報告時点と期限が年度をまたいでいるため、提出を失念される例が見受けられますので、**お早めのご提出をお願いします。**

4 定期報告書の提出先及び問い合わせ先

**東京都家畜保健衛生所**

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4  
電話：042-524-8001

**【お問合せ】**

産業労働局農林水産部  
食料安全課動物薬事衛生担当 山本  
電話：03-5320-4845  
(内線) 37-391